

第1回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会

日時：平成22年12月22日(水) 10:00～12:00

場所：愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

1階 セミナールーム1及び2

1. 開会

【事務局】 おはようございます。定刻より若干早いのでございますけれども、ただいまから第1回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会を開会させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず会議に先立ちまして、本日の検討の場 幹事会の運営に関しまして、若干の注意事項を述べさせていただきます。

報道機関の皆様におかれましては、カメラ等の撮影は、会議の運営の関係で中部地方整備局河川部長の挨拶までとさせていただきます。

また、報道機関及び一般傍聴者の方には、受付で配付させていただきました「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会の傍聴にあたってのお願い」をご覧くださいまして、議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。

2. 挨拶

【事務局】 それではまず、検討の場の検討主体側を代表いたしまして、中部地方整備局の河川部長 山根尚之よりご挨拶させていただきます。

部長、よろしくお願いいたします。

【中部地方整備局河川部長（山根尚之）】 おはようございます。本日は、第1回の新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会にお集まりいただきましてありがとうございます。

ご承知のとおり、現政権によります「できるだけダムに頼らない治水」という政策転換に伴いまして、昨年12月に、全国136のダム事業のうち89事業が新たな基準に沿った検証を行う対象となりました。

中部地方の直轄ダムにおきましても、新丸山ダムを初め、設楽ダム、戸草ダム、木曾川水系連絡導水路の4ダムが対象となっております。本年度の予算につきましては、「新たな段階に入らず現段階を継続する必要最小限の予算」となっております。

昨年12月3日には、検証のための新たな基準づくりの有識者会議が組織され、12回の議論が交わされました。本年9月27日には中間取りまとめがまとまり、国土交通大臣から私ども中部地方整備局長に、「個別ダムの検証に係る検討を予断を持たず行うよう」という指示がございました。

本日は、新丸山ダムの検証を行うため、中部地方整備局が検討主体となり、3県が推薦された流域の関係市町を構成員とした検討の場 幹事会を開催することとなりました。

この幹事会は、検討の場におきます会議の円滑な運営を図るために設置するものでございまして、事務局から提案のある検討内容の認識を深めていただき、忌憚のないご意見をいただければありがたいと存じます。

検証は、予断を持たず慎重に取り組んでまいります。できるだけ速やかに対応方針をお示しできるよう取り組んでいきたいと考えております。

お忙しいところ貴重なお時間をいただき、誠に申しわけございませんが、ぜひともご協力をいただきたいと思います。

簡単ではございますが、第1回目の幹事会の冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

【事務局】 では、議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(資料確認)

それでは、ここから議事に入ります。

これ以降の進行につきましては、河川調査官の徳元が務めさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

【進行役（河川調査官）】 河川調査官の徳元でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。以降の進行を座って務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、規約につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。よろしくお願いいいたします。

お手元の「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約」という資料を見ていただければと思います。こちらにつきましては、事前に目を通していただいているということで、ポイントを絞りましてご紹介させていただきたいと思っております。

まず第1条でございます。名称につきましては、「『新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』と称する」ということでございます。

第2条は目的でございます。「検討の場は、検討主体による新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする」。

第3条は検討主体についてです。「検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう」ということでございます。

2「検討主体は、実施要領細目に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利害者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する」ということでございます。

第4条が検討の場でございます。検討の場の構成員としまして別紙-1にございます。別紙-1につきましては、こちらに書いてございます愛知県、岐阜県、三重県の3県の副知事、それから恵那市長、八百津町長、美濃加茂市長、一宮市長、桑名市長、こちらが構成員ということございまして、検討主体といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、中部地方整備局長と河川部長ということでございます。

戻っていただきまして、第4条の2「検討主体は、検討の場を招集し、第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う」ということでございます。

3「検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる」。

4「検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる」となっております。

第5条の幹事会、まさにこの場のことでございます。「検討の場における会議の円

滑な運営を図るため、検討主体は幹事会を設置する」ということをございます。

2 「幹事会は、別紙－2で構成する」ということで、先ほど申し上げました3県の部長様、それから市町の副市長様、参事というような方々に構成員になっていただいております。検討主体としては、中部地方整備局の河川部長と河川調査官でございます。

戻っていただきまして、第5条の3「検討主体は、幹事会を招集し議題を提案する」。

4として「幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる」ということが定められております。

第6条の情報公開でございます。「検討の場及び幹事会は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る」ということが書いてあります。

第7条は事務局です。「検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く」。

第8条は規約の改正です。「この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する」ということをございます。

第9条のその他で、「この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する」ということになっております。

最後に附則ということで、今回この場で了承を得られれば、本日から施行するということをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【進行役（河川調査官）】 ただいま、規約につきましてご説明を申し上げましたが、これにつきましては、事前に構成員の皆様のご確認をいただいているというふうに伺っておりますので、本日よりこのとおり施行いたしたいということをございます。

それでは、議事のほうに戻ります。

3. 検証に係る検討の進め方について

【進行役（河川調査官）】 議事の3番目でございますが、「検証に係る検討の進め

方について」、事務局からご説明を申し上げます。

【事務局】 それでは引き続きまして、説明させていただきます。

A3の資料-1としてあるものでございます。「検証に係る検討の進め方について」でございます。

まず、上のほうのア、イ、ウと書いてあるところでございますが、9月28日に国土交通大臣からのダム検証の指示を受けまして、新丸山ダムにおいて検討を進めていくということになります。

オというところを見ていただきたいのですが、検証を始めていくに先立ちまして、まず総事業費・堆砂計画・工期、データ等の点検というものをやっていくということでございます。

次に、カより下の部分ですけれども、目的別の検討ということで、その後目的別の検討に入っていくということでございます。

新丸山ダムの場合につきましては、洪水調節、それから流水の正常な機能の維持、これは環境のために実質的な流量を確保するというところでございますが、それから発電、その3つの目的を持っているということでございます。

発電につきましては、流水の正常な機能の維持で確保する容量に付属した項目ということで、洪水調節と流水の正常な機能の維持の2つの目的別に検討を進めていくということになっています。

次に、洪水調節の例で示してありますけれども、複数の治水対策案の立案というのをやりまして、概略評価により治水対策案を抽出、これは2～5案でございます。その次に治水対策案を、評価軸という、これは中間取りまとめに定められておりますけれども、それに従って評価していくということになっております。

流水の正常な機能の維持につきましても、同じような進め方で検討していくこととなります。

発電につきましては、検討に入る前に参画継続意思の確認ということから始めていくということでございます。

それから、洪水調節、流水の正常な機能の維持、こういう目的別の評価の後に総合的な評価を行って、対応方針案の原案というものをつくっていきます。ここまですべて検討の場で議論していただく範囲になっていると考えております。

つくられました対応方針の原案に対しまして、これはもともとございますが、事業

評価監視委員会というものからご意見をいただいた上で、対応方針案というものを決定する。その後、本省のほうに検討結果を報告いたしまして、有識者会議からご意見をいただいて、最終的に本省による対応方針の決定という運びになるということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【進行役（河川調査官）】 この検討の進め方についてご説明を申し上げましたが、何かご質問とかご意見がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか、ありがとうございます。

4. 木曾川流域の概要等について

【進行役（河川調査官）】 それでは、今日は幹事会の第1回目ということでもございますので、木曾川の治水あるいは利水の現状について、少しおさらいということも兼ねまして、議事の4番でございますが、「木曾川流域の概要等について」ということで、事務局からご説明を申し上げます。

【事務局】 資料-2、(1)の「木曾川流域の概要等について」という資料をもちまして説明いたします。

ここにいらっしゃる方々は、基本的にはよくご存じの話かと思いますが、確認の意味ということで、流域の概要、それから治水の歴史、利水の歴史、それから代替案比較の前提となります河川整備計画、木曾川の水系で、国のほうで定めております既存の計画等の目標について、再度確認の意味で説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料の4ページでございます。「木曾川流域及び河川の概要」でございます。ここに書いてありますとおり、木曾川水系につきましては、長野県木祖村の鉢盛山を源といたしまして、長野県にある木曾谷と呼ばれる溪谷を源流域としまして、中山道沿いに下って、途中さまざまな支川を合わせながら、濃尾平野へ入った後は北派川、南派川に分派して、また合流して一宮市の西側を通過して、長良川と背割堤をはさんで並行して流れまして伊勢湾に注ぐという、延長としましては約230km、それから流域面積は約5,300km²の一級河川ということでございます。

木曾川流域におきましては、約57万人の人々が生活しているということで、流域の歴史とか自然、それから文化と大きくかかわりまして、一帯の産業経済の基礎を築い

てきたということでございます。

次に「木曾川の治水について」ということでございます。木曾川につきましては、昭和58年、台風10号と秋雨前線によりまして戦後最大規模の洪水が起きております。犬山の笠松地点では戦後最高水位を記録しておりまして、岐阜県的美濃加茂市、それから坂祝町、そして可児市などで溢水氾濫しまして、約4,600戸もの浸水が起きるといような甚大な被害が発生しました。

これをきっかけにいたしまして、河川の激甚災害対策特別緊急事業というので、坂祝町から美濃加茂市までの木曾川右岸の約6kmにわたる築堤等を新設する事業を、平成元年までに行ったという経過がございます。

それから、治水上の課題としまして、昭和61年に丸山ダムの治水機能等を向上するために新丸山ダムの建設に着手しておりますけれども、現在建設中ということでございまして、洪水調節機能が十分に確保されていないという状況でございます。

加えまして、基準地点の犬山の上流部におきまして、河道内の樹木によりまして、河道の断面積が不足しているということで、戦後最大規模の洪水、先ほどの昭和58年9月の洪水ですけれども、これを計画している水位以下で安全に流すことが難しい状況になっているということでございます。

これは、先ほど申しました、昭和58年の大規模な浸水被害が起きた洪水のときの写真を載せております。木曾川の河川整備計画の治水目標というのは、この洪水を安全に流すことを目標にしているということでございます。

木曾川の治水につきまして整理してはございますけれども、この茶色の部分が浸水範囲となっております。美濃加茂市の浸水ですけれども、一番深い地域で4m以上にもなったということで、2階の屋根裏までも水没したところが出たということでございます。結局、29日の零時をピークにしまして、翌朝までには浸水地区はなくなったのですが、泥が市街地にあふれ返ったというような状況が起きたということでございます。

低地の地域では、100%浸水の自治会が20地区ということで、非常に多い地区が浸水したということで、そのすべてについて床上浸水の状態という状況が起きたということでございます。

これは、そのときの浸水被害の写真を載せております。床上の浸水家屋約4,600戸と多くて、緊急的に避難したということでほとんど家具を持ち出す余裕がなくて、浸

水により粗大ゴミが大量に道路に出されたという状況が出ている。それから、上流の八百津町でも、下流の坂祝町でも洪水被害があったということでございます。

次が「木曾川水系の渇水について」ということでございます。木曾川水系につきましては、ご承知のとおり従来から渇水が頻発する水系でございまして、近年は少雨化の傾向でありまして、年間の降水量の変動幅も拡大しているということで、平成元年以降20回の水制限を実施するということが起きているということで、全国的に見ても渇水が生ずる頻度が非常に高い水系であるということが言えると思います。

特にその代表的な渇水の事例ということで、平成6年の渇水が挙げられると思います。この写真にもありますとおり、平成6年は実は木曾川とか揖斐川の本川が干上がりまして、河川環境に深刻な影響を与えたということ、それから木曾川上流のダム群もこの写真のとおり枯渇してしましまして、深刻な渇水被害が発生して、社会経済活動が停止したというようなことがございます。

次が「流域の特徴」ということで、木曾川のダムについて紹介しております。この地図にもありますとおり、木曾川の流域には、その特徴として古くから水力発電のためのダムがたくさんつくられてきたということ、それから全てで27のダムがありますけれども、そのうちの22ダムが発電専用のダムとなっておりまして、洪水調節容量を持つダムというのは4ダム、この多目的ダム（洪水調節容量有り）というところの丸山、阿木川、味曾川、岩屋という4つのダムのみとなっております。なおかつ、木曾川本川上で洪水調節を行うダムというのは、丸山ダムだけだということがございます。

「流域の特徴」ということで、ここにまた図を載せておりますけれども、木曾川はこの図のように、先行して発電ダムが階段状に整備されてきているというような特徴がございます。よって、新たなダムの適地が少ないということがございまして、既設ダムを有効活用する新丸山ダム事業が計画されてきたという経緯がございます。

ここまでの流域の概要ということで、概略説明させていただきました。

ここからが河川整備基本方針、河川整備計画ということで、木曾川で定めております計画の概要ということで説明させていただきます。

ここにも書いてありますとおり、木曾川水系につきましては、木曾川水系河川整備基本方針というのが平成19年11月、それから木曾川水系河川整備計画というのが平成20年3月に策定されたということでございます。

まず、「木曾川水系河川整備基本方針の目標」についてご紹介します。平成19年に

作成されました木曾川の将来的な、最終的な目標と言ってもいいと思うのですが、そういう目標となります基本方針の目標のうち、木曾川について少し説明させていただきます。

(1)に書いてありますけれども、読ませていただきますが、「基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項」ということで、基本高水のピーク流量というものを犬山の基準地点で1万9,500m³/secと定めまして、これは200分の1の確率ということでございますが、ダム等の洪水調節施設で6,000 m³/sec、それから河道への配分流量を1万3,500 m³/secとしています。

(4)でございますが、これは「主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項」ということで、環境を保全する意味での維持的な流量の目標ということを決めているところでございます。これにつきましては、その文章で書かれていますとおり、今渡地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量につきましては、かんがい期におおむね150 m³/sec、非かんがい期にはおおむね80 m³/secというふうにして目標を定めているという状況でございます。

次に「木曾川水系河川整備計画の目標」ということで、河川整備計画というのは先ほどの基本方針に基づいて概ね30年でどのように整備を進めていくか、どういった目標を持って整備を進めていくかというようなことを定めている計画でございますが、そちらの目標についてご説明いたします。

ここに書いてありますとおり、過去の水害の発生状況とか流域の重要度、これまでの整備状況といったようなことから、木曾川水系の治水対策といたしましては、計画対象期間内、これは概ね30年ということで定めておりますが、これに達成すべき整備水準とか、河川整備基本方針で定めました最終目標に向けた段階的な整備などを含めまして、総合的に勘案して、河川整備計画では戦後最大洪水となる、先ほどご紹介しました昭和58年9月の洪水と同じような規模の洪水が起きても安全に流すことができるということを目指して定めております。

次に「木曾川水系河川整備計画の目標」といたしまして、今度は「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」ということでございます。流水の正常な機能の維持、これは少しわかりにくいですが、環境のために維持的に流す流量ということで、目標につきましては、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するために、木曾成戸地点におきまして10分1規模の渇水時に、既設の阿木川ダム、そ

れから味曾川ダムの不特定補給を合わせまして、新丸山ダムによりまして40 m³/sec、異常渇水時、これは平成6年の渇水を想定していますけれども、そのときにはさらに徳山ダム渇水対策容量の利用によりまして、40 m³/secの流量を確保するという、それから水利用の合理化を促進しまして維持流量の一部を回復するというような目標を立てております。

次に「木曾川水系河川整備計画の目標」といたしまして、「河川環境の整備と保全に関する目標」でございます。自然環境とか、木曾川を特徴づける動植物が今後も生息・生育できる自然環境を保全・再生することを目標としているということでございます。今回の代替案の評価軸では、環境についても評価していくということでございます。

次に「河川の整備の実施に関する事項」ということでございます。先ほどの基準点の犬山地点上流部におきましては樹木伐開をやるということ。それから、事業中の新丸山ダムを完成させて、河川を流れる水の水位を低下させるということを図っていきながら、特に下流部におきましては、堤防の強化をやるということが治水対策として定められております。

次に「河川環境の改善のために」ということで、新丸山ダムの建設、それから徳山ダムにより確保された渇水対策容量の水を導水するための木曾川水系連絡導水路の整備を進めるとともに、水利用の合理化を推進していくということが定められております。

また、渇水時には、被害を最小限に抑えるということで、関係機関とか利水者等で連携して対策を推進していくということが定められております。

次に「河川環境の整備と保全に関する事項」でございます。河川環境の整備と保全につきましましては、良好な自然環境の保全を図りながら、失われるなどした環境の再生に努めるということのために、多自然川づくりとか自然再生事業、それから魚がすみやすい川づくりというものを一体的に実施するというところでございます。

当然、新丸山ダムにつきましても河川整備計画で位置づけられておりまして、その紹介でございます。新丸山ダムにつきましましては、戦後最大洪水であります昭和58年9月の洪水に対して、新丸山ダム、それから既設のダムによりまして、基準点であります犬山地点において4,000 m³/secの洪水調節を行うということでございます。

平成2年の5月に新丸山ダム建設に関する基本計画というものが策定されております

けれども、平成19年11月の河川整備基本方針の策定に伴いまして、ダム放流設備等の検討が必要になり、現在実施しているところでございます。

今後これらの検討を行いながら、新丸山ダム建設に関する基本計画の変更を予定しているということでございます。今後のダム事業の点検でご説明していきたいと思っております。

以上が、河川整備基本方針、河川整備計画のご紹介でございました。

次に、新丸山ダム自体の事業のご紹介ということでございます。

「新丸山ダムの目的等」ということでございます。建設の目的ということで、冒頭にも申し上げましたとおり3つの目的がございます。洪水調節、それから既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水確保、3つ目としては発電という目的でございます。

ダムの計画諸元につきましては、23ページに書いてあるとおりでございます。

新丸山ダムというのは、この右下のところにありますとおり、丸山ダムの下流47.5mのところ、丸山ダムの堤体の一部を利用して、この緑色の部分ですけれども、24.3mのかさ上げをするダムという計画になっております。

「新丸山ダム事業の経緯」ということでございます。ダム事業の経緯につきましては、まず、昭和55年に実施計画調査が行われまして、平成2年に水源地域対策特別措置法に基づくダムの指定、その同じ年にダムの基本計画の決定が行われております。

平成19年に河川整備基本方針ができて、20年に河川整備計画というのがあるのであるというような法定計画を進めてまいってきているという状況です。

また、平成4年3月には損失補償基準の妥結、それから12年12月には家屋移転補償契約が49戸すべて終わったということでございます。あとは、22年の3月に付替道路の一般国道418号線を潮南まで供用開始されたということで、ダム建設事業を進めてきているという状況でございます。

次に「新丸山ダム事業の進捗状況」ということで、わかりやすいようにグラフでまとめております。平成4年3月に損失基準妥結の後、用地の取得、それから付替道路工事をやってきているということでございます。先ほど申しましたとおり、付替道路の一般国道418号の潮南までの供用が開始されているということでございます。

用地取得の部分につきましては、関西電力の所有地を除きます118ヘクタールのうちの114ヘクタール、約97%を取得しております。これは平成22年3月末時点でございます。

ます。家屋の移転につきましては、12年12月に49戸すべて終わっているということでございます。

ダム検証の段階といたしましては、生活再建の段階ということで、次の転流工の段階へは、この検証を終了するまでは進まないこととされているということでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

【進行役（河川調査官）】 木曾川流域の概要等についてということでご説明を申し上げます。

ここまでのところで、何かご質問なりご意見なりございましたら承りたいと思います。

よろしいですか。また何かありましたら、最後にまとめてご質問いただいても結構かと思えます。

5. 新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思確認等について

【進行役（河川調査官）】 それでは、本日の検証作業の着手に先立ちまして、「新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思確認」というものを関西電力のほうに行っております。それについての返事もいただいておりますので、それについて事務局からご説明を申し上げます。

【事務局】 資料の(2)のところでは、「新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について」ということで、26ページ以降でございます。

27ページを開いていただきますと、関西電力のほうからいただいた回答が載っております。ダムの検証における新規利水の観点からの検討に当たりましては、関西電力に対しまして、ダム事業参画継続の意思、それから必要な開発量を事前に聞いているということで、関西電力から「参画継続の意思はあります」という回答をいただいているという状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

【進行役（河川調査官）】 ただいまのご説明につきまして、何かご質問とかご意見ございますか。

よろしゅうございますか、ありがとうございます。

6. 複数の対策案の考え方について

【進行役（河川調査官）】 それでは、議事の6番にまいりたいと思います。

今後、このダムを検証を進めるに当たって、治水・利水の正常な機能の維持という観点から、複数の対策案を立案して、またそれについての見解をいただくことになるかと思いますが、その考え方につきまして事務局からご説明を申し上げます。

【事務局】 それでは、28ページの(3)のところから、「複数の対策案の考え方について」、ご紹介させていただきます。

29ページでございます。まず「複数の対策案の考え方について（洪水調節）」というところでご紹介したいと思います。

これから紹介するのは中間取りまとめということで、東京の有識者会議のほうで取りまとめられましたものがあるのですけれども、そこに整理されている一般的な複数の治水対策案ということで挙げられている項目について、概略説明させていただきたいと思っております。

まずダムでございます。この説明はよろしいかと思うのですけれども、基本的にはダムは、当然河川を遮って流水を貯留する目的で造られる構造物でございます、これは今回のダムということです。

2番「ダムの有効活用（ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等）」ということで、ここに書いてあります。ダムの有効活用というのは、既設のダムのかさ上げとか放流設備の改造、利水容量の買い上げというようなことをやりまして、洪水調節能力を強化させるというものでございます。新丸山ダムの建設事業については、既設ダムのかさ上げに該当するというところでございます。

3番「遊水池（調節池）等」でございます。遊水池につきましては、河川に沿った地域で洪水流量の一部を貯めまして、洪水の調節を行う施設でございます。治水の効果といたしましては、川を流れる流量が一番ピークのときの流量を抑える効果があるということで、その効果が出てくるところは、当然その遊水池をつくった場所の下流側になります。

4番「放水路（捷水路）」でございます。放水路（捷水路）につきましては、川の途中から分岐する新しい川を開削しまして、直接海とか他の河川、もしくはその川自体の下流のほうに流していく水路でございます。治水の効果としては、川を流れる流量がピークになるときにその流量を減らす効果があつて、効果が発揮される場所は、

当然その捷水路として分岐させたところよりも下流の部分ということでございます。

5番「河道の掘削」でございます。河道の掘削につきましては、掘削によりまして河川の流下断面積を広げて、河道の流下能力を向上させるというものです。治水上の効果といたしましては、河道の流下能力を上げるという効果がありまして、効果が出てくる場所は、実際に川を掘ったところということでございます。

ただ、再び土砂がたまるということが起きますと効果が減っていくということ、それから掘削した土砂をどこに持っていかというようなことが課題となってくるということでございます。

6番「引堤」でございます。引堤につきましては、堤防の間の流下断面積を増加させるというもので、堤内地側に堤防を新しく造りまして、古い堤防を撤去するという工法でございます。治水上の効果としましては、川を流す流量の流下能力を向上させる効果がありまして、効果が出てくる場所というのは、当然その引堤をした場所付近ということになります。

ただし、川の堤内地側に市街地等、たくさんの住居が張りついているところで引堤を行う場合は、多大な家屋移転とか補償が発生してしまうということでございます。

7番「堤防のかさ上げ（モバイルレビー含む）」でございますが、堤防のかさ上げにつきましては、堤防の高さを上げることによって川に流す流量を増加させるというものでございます。治水の効果といたしましては、川を流す流量が増えるということであり、効果が発現する場所は、実際に堤防を上げたところということです。

ただ、かさ上げをやった場合につきましては、当然地盤を含めた堤防の強度とか安全性について照査が必要になるということ。それから、堤防を上げるということは川を流れる水位も上がってきますから、仮にその高い水位で決壊した場合には、被害が現状より当然大きくなってしまいうような問題があります。先ほどと同じように、市街地などで堤内地側にかさ上げをやる場合については、非常に多くの家屋移転とか補償が発生してしまうということです。

8番「河道内の樹木の伐採」でございます。河道内に樹木群が繁茂している場合、それらを伐採することによって川を流れる水の量を増やすということです。治水上の効果としましては、川を流れる水の量が増えるということで、効果が発現する場所は、当然樹木を切ったところということになります。

ただ、樹木が再び生えてくれば効果がなくなっていくということでもあります。

9番「決壊しない堤防」、10番「決壊しづらい堤防」ということでございます。これにつきましては、計画している一番高い水位以上の流水に対しても決壊しない、または急激に決壊しない構造を持った堤防というものです。これについては、実は技術的に確立されていないということがございまして、仮に現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を上げることができるということでございます。

ただ、長大な堤防については、経済的・社会的な課題を解決しなければならないということで、今後の調査研究が必要であるということでございます。

11番「高規格堤防」でございます。高規格堤防につきましては、通常の堤防よりも堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防になっております。ただ、川を流れる水の量を増やすというようなことは計画上見込んでいないということでございます。全区間の整備が終われば、結果的に計画している流量以上の流量が流れていくということでございます。効果が出てくる場所は、当然その高規格堤防をつくった場所ということでございます。

12番「排水機場」です。排水機場につきましては、自然流下の排水が困難な地盤の低い地域において、堤防を越えて強制的に内水を排水させるためのポンプを持った施設でございます。本川の川の流量のピークを下げる効果であったり、またその流下能力を上げたりすることには寄与しないということでございます。

逆に、本川の水位が高いときに、排水機場を使って本川に水が入ってしまうと、かえって本川の水位を増やしてしまつて危険が高まるということがございます。

13番「雨水貯留施設」、14番「雨水浸透施設」でございます。都市部における保水機能の維持ということで、雨水を貯留もしくは浸透させるために設けられる施設ということです。現状として、市街化が進んだ中小河川流域でやられているというようなことがございます。治水上の効果といたしましては、地形とか土地利用の状況によって河道を流れる流量のピークを減らすという場合があります。効果が発現する場所は、対策したその下流側ということになります。

15番「遊水機能を有する土地の保全」ということでございます。遊水機能を有する土地というのは、河道に隣接したところの洪水時に河川水があふれる、もしくは逆流して洪水の一部を貯留して、自然に洪水を調節する作用を持った池だとか低湿地といったものです。治水上の効果といたしましては、河川とか周辺の土地の形態等によつ

て川を流れる流量のピークを下げる場合があります。効果が発現する場所は、当然その遊水機能を持った土地の下流側ということになります。

ただ、恒久的な対策として計画上見込む場合につきましては、土地所有者に対する補償等が課題ということになっております。

16番「部分的に低い堤防の存置」ということでございます。部分的に低い堤防というのは、下流部の氾濫防止ということで通常の堤防よりも部分的に高さを低くしておくという堤防で、「洗堰」とか「野越し」と呼ばれている場合があります。治水上の効果としては、越流部の形状とか地形等によって河道を流れる流量のピークの部分を低減させる場合があります。効果が出現する場所は、これも対策した下流側ということになります。

先ほどと同じような形で、恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が課題となってくるということでございます。

17番「霞堤の存置」でございます。霞堤というのは不連続な堤防ということございまして、上流部の堤防の決壊等による氾濫流を河道に戻す、もしくは洪水の一部を一時的に貯めるという効果があります。川の勾配とか霞堤の形状等によって河道を流れる流量のピークを低減させる場合があります。効果が出てくる場所はこの霞堤の下流部分でございます。

18番「輪中堤」でございます。輪中堤につきましては、ある特定の区域を洪水の氾濫から防御するために、その周囲を囲んで設けられている堤防ということです。当然その小さい集落を守るために効率的な場合があるのですが、日常的な集落外への出入りに支障を来す場合があるということがございます。当然効果が発現する場所は輪中堤の中ですけれども、この輪中堤自体に、そこから下流のほうの河道を流れる流量のピークの低減や、川を流れる流量を増やすという機能はありません。

19番「二線堤」でございます。二線堤というのは、まさに木曾川では御囲堤が有名ですけれども、本堤の背後の堤内地に増築される堤防ということで、「控え堤」とか「二番堤」とも呼ばれております。万が一、本堤が決壊したときに洪水氾濫の拡大を防ぐというもので、当然効果が出てくるところはその二線堤をつくった場所付近になるのですけれども、二線堤をつくったからといって、そこから下流のほうの川を流れる流量のピークを減らすということとか、川を流れる水の量を減らすというような効果はありません。

20番「樹林帯等」でございます。樹林帯というのは、この図にもかいてありますけれども、堤防の治水上の機能を維持増進する、もしくは洪水流を緩和するという目的で、堤内側の土地に堤防に沿って設置された帯状の樹林ということです。水があふれ出たとき、越流時における堤防の安全性の向上とか、堤防の決壊時に決壊した部分の拡大を抑えるというような機能を持っています。当然その樹林帯のある場所が効果を発揮するところということでもあります。

21番「宅地のかさ上げ、ピロティ建築等」でございます。この図にもありますが、宅地のかさ上げとかピロティの建築というものは、盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫することによりまして浸水被害の抑制を図る方策となっております。効果が発現する場所は、当たり前ですがけれども、かさ上げとかピロティ化した住宅ということになりますけれども、この方法そのものに対して、下流の川を流れる流量のピークを減らすということとか、川そのものに流れる流量が多くなるという効果はありません。

22番「土地利用規制」でございます。土地利用の規制につきましては、浸水頻度とか浸水のおそれが高い地域において、土地利用の規制とか誘導によりまして被害を抑制するという対策でございます。建築基準法による災害危険区域の設定等があります。土地利用規制によりまして現況を維持することで、浸水頻度とか浸水のおそれが高い地域への現状以上の資産の集中を抑えることができる。当然効果が出てくるところは規制した土地の部分になるんですけれども、この方策そのものに川の流量のピークを下げるとか、川を流れる水の量を増やすという機能はないということです。

23番「水田等の保全」でございます。水田等の保全につきましては、雨水を一時的にためたり、地下に浸透させたりする水田の機能を保全するということでございます。治水計画につきましては、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとで、降雨が河川に流出することを前提として策定されているということで、その現況の水田を保全することそのものについては、川の河道の流量のピークを下げたり、川を流す水の量を増やすという効果はないということです。

24番「森林の保全」でございます。森林の保全につきましては、主に森林土壌の働きによりまして、雨水を地中に浸透させてゆっくりと流出させるという森林の機能を保全することでございます。森林面積を増加させる場合とか、顕著な地表流の発生が見られるなど、荒廃した森林を良好な森林に戻した場合に、洪水流出を低下させる可

能性があります。

ただ一方で、一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善というのは、森林土壌がより健全な状態に変化するのに相当年数がかかるというようなことがあります。不確定な要素が大きいということで、実は定量的な評価がなかなか難しいということでございます。

25番「洪水の予測、情報の提供等」でございます。降雨というのは自然現象でありまして、現状の安全度を大きく上回るような洪水や、計画で想定しているレベルの洪水を大きく上回るような洪水が発生する可能性が当然ある。最近「超過洪水」と言われているものですが、その際に、住民が的確で安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行って被害の軽減を図ることが重要な方策になっております。

26番「水害保険等」です。水害保険というのは、家屋とか家財といった資財について、水害に備えるための損害保険となっておりまして、一般的に日本では民間の総合型の火災保険、住宅総合保険の中で、水害によります災害を補償しているということでございます。

以上が、中間取りまとめで示された一般的な治水にかかる対策案のご紹介でございます。

「評価軸と評価の考え方」ということで、A3の大きい資料も配っております。こちらが中間取りまとめ、有識者会議のほうで示された中身になっておりまして、「評価軸と評価の考え方」ということでございます。

ただいまご説明させていただきました治水にかかる26の方策、これを組み合わせた複数の治水対策案というものを立案して、河川とか流域の特性に応じて、この左のほうの評価軸と書いてあるところですが、上から安全度、コスト、実現性、その他もろもろの7項目について評価を実施していくという作業を、今後我々のほうで検討していくという状況になっております。

以上です。

【事務局】 引き続きまして「複数の対策案の考え方について（流水の正常な機能の維持について）」、ご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

最初にお断りでございますが、流水の正常な機能の維持に関しての検討につきましては、実施要領細目のほうにもこれに特化したような記載がされておらず、必要に応じて利水代替案の関係部分を参考にするということになっております。従いまして、

ここの検討は利水代替案を参考にして検討してまいりますので、本日は利水代替案の検討の仕方についてご紹介させていただきたいと思えます。

まず、最初にダムでございますが、先ほど来ご説明しておりますように、丸山ダムでは、整備計画ではこの赤いライン、40 m³/secのところについて確保することになっております。この流況が下回った部分につきまして、既にできております阿木川ダム、味噌川ダム、そして新たにつくります新丸山ダムの1,500万m³/secでもって補給していこうという計画でございます。

次に「河道外貯留施設」でございます。ここに記載してあります愛知池、佐布里池のように、河川区域外にこういった池をつくって水を確保しようという計画でございます。

次に「ダムの再開発」でございます。右にありますようにダムをかさ上げして新たな容量を確保する。そして下は、掘削をして容量を確保しようという計画でございます。

次に「他用途ダム容量の買い上げ」でございます。これは、例えば発電とかの容量を買い上げて、新たな容量にしていこうというものでございます。

次に「水系間導水」でございます。流況の良い他の川から、渇水の起こっている流況の悪い川に導水していこうという計画でございます。

次に「地下水取水」でございます。井戸を掘って新たに容量を確保していこうというものでございます。この方式は、地下水の低下でありますとか、地盤沈下等を起こす可能性という課題もあるという難点がございます。

次に「ため池」でございます。ここに非常にたくさんの赤い点がプロットしてあります。これは愛知県の例でございますが、主に雨水等を利用して、地区内にそういう池をつくって新たな水を確保していこうというものでございます。

次に「海水の淡水化」でございます。非常に水に乏しいようなところ、例えば沖縄とかに事例があるのですけれども、海水を淡水、真水にして活用しようという計画でございます。

次に「水源林の保全」でございます。間伐とかの森林管理によって水源林の保全を図りまして、山の保水力を上げることで河川水の安定化を期待しようとする方策でございます。この水源林の保全につきましては、効果をあらかじめ定量的に見込むことは難しいのかなというところがございます。

次に「ダム使用権等の振替」でございます。これは、まだ水利権が認められておらず、ダムを使用する権利が与えられていない水を振り替えることによって水を確保していこうという施策でございます。

次に「既得水利の合理化・転用」でございます。既得の農業用水路における漏水対策とか、取水施設を改良することによって安定的な水利用を図るようにして、用水の使用量を低減していこうという計画でございます。

次に「渇水調整の強化」でございます。渇水時には関係者が集まって調整するわけですが、互譲の精神をもって協議を行うことによって互いに調整をしていこうという考え方でございます。これも効果をあらかじめ定量的に見込むことは難しいということがございます。

次に「節水対策」でございます。例えばハード面で言いますと、各家庭で節水対策コマを使って水を節約したり、市民の皆様に対して節水の呼びかけなどをして、そういったPR活動によって水を節約していこうという方法でございます。この方法につきましても、利用者の意向に大きく左右されるということがございまして、効果を定量的に見込むことは難しいと考えております。

次に「雨水・中水利用」でございます。例えばこういったビルで降った雨を貯めておいたり、それから生活用水に使ったものを、最終的に中水ということで下水とかトイレ用の水に使ったり、そういったようなことで考えていくものでございます。この方法も利用者の意向に大きく左右されるということで、効果を定量的に見込むことが困難な方法であります。

ただいまご説明いたしました14の方策につきまして、またお手元にA3判で大きい紙がお届けしてあります。「評価軸と評価の考え方（新規利水の観点からの検討の例）」と書いてありますが、これらを目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響、そういったものを総合的に評価いたしまして検討していこうと思っているところでございます。

以上でございます。

【進行役（河川調査官）】 「複数の対策案の考え方について」ということで、治水、それから流水の正常な機能の維持、それぞれについてご説明しました。

今日はどちらかというと一般論でご説明をさせていただいたわけございまして、こういったものを単品で、あるいは組み合わせて、次回以降、具体的な方策を提示し

ていくということになるわけでございます。

ここまでのところでご質問とかご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

これに限らず、全体を通してのご意見、ご質問でも結構でございます。

今後、検討を進めてまいるに当たりまして、どのようなことでも結構でございますので、ご発言がございましたらよろしくお願ひいたします。

【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】 岐阜県ですけれども、2点ちょっとお伺い、あるいは意見を述べさせていただきます。

1つは、この新丸山ダムそのものは丸山ダムのかさ上げということで、9・28の美濃加茂水害のような大規模な水害対策だということですが、いまその評価の中で、代替案の中でいろいろ見ていると、ダムの有効活用の考えのほうが近いのではないかと、全く新しいダムをつくるものではないと考えられます。

そうであれば、県内でも横山ダムの再開発、土砂の掘削というものが既設ダムの有効活用ということですので、新たにダムをつくるというものとは若干違うのかなということが一つあると思います。

それからもう一つ、いまの資料の中で用地や補償の関係ですけれども、既に補償は49%終わっている、さらに用地も97%買えているということであれば、このダムの無い場合というのが、ここまで来てなかなか選択肢として考えづらいのではないかとということです。

2点目は、今回の議論にはまだ入っていませんけれども、今後入るのでしょうか、この上流域の付替道路、国道418号、あるいは瑞浪と八百津を結ぶ五月橋という橋があります。これらは岐阜県にとって非常に関心が高いものです。こういった事業は水特事業として採択されているわけですので、これらの議論も今後この検証の中に入ってくるのだろうと考えていますが、県としては、この事業についてはぜひやっていただきたいという立場です。今後、議論の中にも入れていただきたいと思っているところです。

【進行役（河川調査官）】 2点ご質問をいただきました。

まず第1点目でございますが、既設ダムのかさ上げではないかというお話もございますが、今回この検証の対象といたしましては、事業が既に行われている事業のうち既にダムに頼らない治水対策の検討が済んでいるものとか、あるいは既存施設の機能の増強を目的としたもの、あるいはダムの本体工事の契約が既に済んでいるもの、の

いずれかに該当するもの以外はすべて検証せよということでございまして、このダムについても検証の対象になっているというところでございます。

それから、2点目でございますけれども、付替道路等につきましては、機能補償ということも念頭に置きつつ、今後の検証の過程の中で、道路管理者でもある岐阜県さん等とも調整をいたしまして、今後の対応について検討してまいりたいと考えているところでございます。

【恵那市副市長（三宅良政）】 ちょっと関連でよろしいですか。

ただ、そのことについて、この場では議論はしていただけるわけですね。岐阜県さんと中部地方整備局さんが議論するのではなくて、地元の市町村も意見が言いたいこともありますので、そういう場はこの中ではつくっていただけるわけですか

【進行役（河川調査官）】 最初の今後の進め方のところでもご説明申し上げましたように、この検証に当たっては総事業費の点検等も行うということになっておりますので、そういった中で当然その事業のメニュー等の精査もしてまいるわけでございます。

そういったものを踏まえまして、次回以降、この中でお話をさせていただきたいと思っております。

【美濃加茂市副市長（海老和允）】 美濃加茂市ですけれども、上流、中流、下流という環境が全部違うところがあります。美濃加茂市は中流に近いということで、昔から河川の氾濫が非常に大きかったということで、たまたま9・28のことで激特として築堤もされました。

ただ、いまの新丸山ダムの発想は、それよりもまだ上の水位、洪水がある可能性があるということで3メートル下げたいというような話も聞いているのですけれども、私どもいまの状態でも、木曾川本流から堤防を越したことはないのですけれども、加茂川の逆流がいまでも3年に一度くらい、今年もあったのですけれども、そういう災害が常にあるということでありますので、私どもとしては、洪水をとにかく下げてほしいという手法なら、美濃加茂に合った洪水を下げる手法、下流ならそこを下げる手法、いろいろ種々かみ合わせてやっていただければいいと思っています。

それから、美濃加茂の場合は、国定公園内のライン下りの景勝地でもあるものですから、その景観を壊してほしくない。それから、その木曾川に隣接している中心市街地が中山道の太田宿ということで、ここが崩れますと町そのものが成り立たなくなっ

てくるというようなことも留意して案を出していただきたいと思います。

【進行役（河川調査官）】 今日是一般論ということで個別にご説明いたしました。今回は、いま話がありましたように、水位を下げる効果のあるものもあれば、あるいは洪水は流れるけれども水位が上がるようなもの、いろいろあるわけですが、こういったものを幅広く組み合わせて今後の検討のまな板の上に乗せるというのが趣旨でございます。幅広い案を我々のほうで作成いたしまして、次回以降、ご提示したいと思っております。

【進行役（河川調査官）】 今日是一般論ということで個別にご説明いたしました。今回は、いま話がありましたように、水位を下げる効果のあるものもあれば、あるいは洪水は流れるけれども水位が上がるようなもの、いろいろあるわけですが、こういったものを幅広く組み合わせて今後の検討のまな板の上に乗せるというのが趣旨でございます。幅広い案を我々のほうで作成いたしまして、次回以降、ご提示したいと思っております。

【愛知県建設部技監（近藤隆之）】 新丸山ダムはご承知のように岐阜県内で行われるわけですが、先ほどダムの機能の中でお話がありましたように、恩恵を受けるというか、効果があるのは下流域ということでございます。木曾川が氾濫すれば愛知県内、今日代表で一宮市さんに出させていただいておりますが、20市町が洪水被害を受けるという状況の中で、愛知県といたしましては、整備を早く進めていただきたいという観点で2～3ご意見を言わせていただきたいと思います。

まず最初に、予断なく検討を進めるということでございます。検討を進める上に当たっては確かに予断なくということではあるとは思いますが、やはり新丸山ダムはこれまでに20年以上の歴史というものがございますので、そういった過去の歴史というものをよく踏まえた上で、ぜひ検討を進めていただきたいというのが1点でございます。

それから2点目が、先ほどの岐阜県の部長さんの意見ともちよっと重なりますが、やはり今回の新丸山ダムが、ある意味では堤防のかさ上げですので、中間報告で出ている新規ダムの代替施設、代替手法の一つをもう既にとっているということが十分認識される計画でございますので、ぜひそういった観点からもこの検証を早く進めていただいて、整備のほうに進めていただきたいと思います。

それから3点目が、総事業費の見直し等に今後入っていくということにもなるかと

と思いますが、やはりダム自体に歴史がありますので、関連事業を含めて当然いままでの蓄積があるわけです。事業費につきましては、やはりある程度期間が経っているということでありまして、その間にはいろいろな新しい技術も出てきておりますし、また効率的な整備手法というものも出てきていると思います。

そういったことで、同じものをつくるに当たっても、当然事業費のコスト縮減ということが十分考えられるのではないかと思いますので、そういった観点でも事業費の見直し、それから事業のスピードアップ、そういったものをぜひご検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

【三重県県土整備部総括室長（花谷郁生）】 三重県でございます。1点先にご質問をお願いしたい。

1,700 m³/secのカットとお聞きしたのですが、それは具体的に下流でどれくらいの効果を発揮するものか、何か数字でもお示しいただけるものがあればお示しいただきたいと思います。

【事務局】 基本的には、公にしっかりと公表している数字としましては、昭和58年9月と同規模の洪水がきたときに、今渡の直下流で3mの治水的効果があるということを出しております。一宮の木曾川橋の付近で1.5mくらいの治水的効果があるということでございますので、当然その下流のほうにも治水的効果というのは生じてまいるということとは言えると思います。

以上でございます。

【三重県県土整備部総括室長（花谷郁生）】 ありがとうございます。

それを踏まえて、これらが双方の立場を理解するという面がございましたので、やはりまず1点お願いしておきたいのは、上下流のバランスというものをまずきちんと検討していただきたい。

と申しますのは、ご承知のように最下流の三重県はゼロメートル地帯、これもいま地盤沈下でもう既に1m数十cm以上下がってきている現状もございまして、極めて低平地、ゼロメートル地帯に高い堤防を築いているというのが下流の桑名市、木曾岬町でございます。

ですから、そういった状況の中で、1cmでも水位を下げるとというのが一番重要なことだと思っていまして、先ほどもいろいろな案の中で、例えば河道内に繁茂している

木の伐採等がありましたけれども、伐採すれば必ず下流は流量増になる、それは上下流のバランスを崩すのではないかとということがございますので、予断なく見直すといえども、やはりきちんと上下流のバランスを検討していただいて、何が最善であるかということをごきちん評価していただきたいというのが1点でございます。

それともう1点は、不特定といいますか、維持流量で40m³/sec確保していただく。これにつきましても、先ほど申しましたように地盤沈下、最近鎮静化しているといえども、過去にそういった歴史を持っている地域、なおかつ平成6年には大きな洪水で地盤沈下がまた発生したという地域でございます、それに対して川の水を供給していただくというのは、地下水の低下を防ぐという意味では地盤沈下対策にもなると考えております。

例えば代替案の中で地下水の汲み上げとか、そういったものは私どもの県としてはあり得ないと考えておりますので、こういった面も十分踏まえた上で、やはり上下流のバランス、一般的には上流の利害と下流の利害は対立するわけでございますが、きちんとバランスをとっていただきまして、ここにご出席の皆さんの理解が深まるという方向で、すみやかな検討を進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

【一宮市副市長（山口善司）】 一宮市です。私どもも三重県さんと同じで、木曾川の下流域にあるわけでありまして。

今回こうした協議の場ではありますけれども、この中でたくさんの考え方について洪水調節する、26項目ですか、これはある意味ではちょっと無理やり入れたのものがあるのかなという気もするのですが、これすべてについて検討をこの場にてするという形になってくるのか、もう少しこれを絞ってということになるのかということをお尋ねします。

一宮市としては、下流域にあるということで、一番の課題はやはり洪水対策、そうした中でいまのダム以案でいけば、先ほどありましたように、一宮市では1.5m水位が下がるというような効果があると聞いています。あといろいろな対策等もありますけれども、いままでの経緯であるとか、既設の丸山ダムのかさ上げというようなことからいきますと、これは予断を持たずという話ですけれども、やはり一番現実的な対応になって早くなるのではないかと思います。これは予断になるかもわかりませんが、下流域としてはやはり洪水対策を早い時期にとっていただきたい。余り長期間

にわたるようではちょっと好ましくないなということでもありますので、そういう面でご質問と兼ねてお願いしたいと思います。

【進行役（河川調査官）】 前段の部分についてお答えをいたしますが、先ほど、例えば治水で言えば26のこういう案があるとお示しをいたしまして、26案お示しした中で、例えば霞堤を残しておきますなんていうのもございました。これは木曾川に適用すると今そういう場所がないわけでございますので、そういう案はあり得ないことになるわけでございます。

そういうこの場所であり得ないもの以外については、そのまま広く検討していくというのが今回の趣旨でございます。単品であれ、あるいは複数組み合わせになるか、いろいろあると思いますが、そういうものを次回以降、ご提示していくということになるわけでございます。

【桑名市副市長（山下卓司）】 三重県の桑名市でございますけれども、この事業自体は大体どれくらいの期間をかけてやられる事業であるのか。先ほど三重県の室長さんのほうから発言がありましたけれども、私どもはゼロメートル地帯ということで、一刻も早くこの事業を完成させていただいて、特に東海地震等がありました場合に、非常に不安なところがございまして、一刻も早くこの事業を完成させていただきたいというふうに思っているわけでございます。

そこで、事業期間というのは、どれくらいというのはなかなかわからないとは思いますが、もしかわかっているようであれば、大ざっぱな期間でよろしいので教えていただきたいと思います。

【進行役（河川調査官）】 現在の計画上は、平成28年までの工期となっておりますが、これも最初にお話ししましたように、総事業費あるいは工期についても今回点検するということございまして、現在点検をしているところでございます。

その結果についても、また次回以降、ご説明をさせていただきたいと思っております。

【恵那市副市長（三宅良政）】 岐阜県の恵那市ですが、検証に係る検討の進め方、一般的には非常にわかりにくい言葉が使っているわけですが、いま皆様のお話を聞いていると、大体ダムありき、かさ上げありきで話が進んでいますよね。でも、この検証に係る検討の進め方というのは、つくるかつくらないかまで含めて議論する場所なのかどうかということが1点。

それから、これは何回くらい会議を予定されて、いつぐらいまでに結論を出されるようにしていかれるかということと、その中である程度絞らないと、全部をやってその中で収まるのですかということ、2つお伺いしたい。

【進行役（河川調査官）】 まず第1点目のご質問は、最初に資料をご説明したとおり、この枠組みの説明の資料-1というもの、こういう形で進めていくのですが、この赤い点線で囲ったところが、この検討の場の役割でございます。先ほどご説明したようないろいろな代替案等について、この場のご意見も聞きながら、またパブリックコメントだとか、そういう一般の方のご意見も聞きながら取りまとめてまいりまして、対応方針の原案というものをつくるまで、この検討の場で議論を進めていただきたいというふうに考えております。

それから、時期でございますけれども、今後これを進めていくに当たって、なるべく早く検討を進めて参りたいと考えておりますが、予断を持たずにやれということもございますので、いまの段階でいつまでにとというのはなかなか申し上げにくいのかなというふうに考えているところでございます。

【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】 せっかくこの表が出たので少し関連ですがけれども、ここで概略評価により洪水対策案を抽出、2～5案とあります。木曾川のようなこんな大きな川で2～5案までに絞り込むというのはなかなか大変だなと思います。もう既に美濃加茂とか坂祝では、引堤をやったり、かさ上げをしたり、河道を掘削したり、立木を切ったりしていますが、26ある対策のやれるものを流域全体で分担しないと治水上おさめられないと思っています。とにかくやれる治水対策は全部木曾川流域でやらないといけないと考えています。

ただ、定量評価をどうするかというのはなかなか難しいと思います。こういう大きな川でこれだけの案で絞り込むというのはなかなか難しいのですが、岐阜県だけではなく、ぜひ下流の愛知県、三重県さんも含めた全体の流域の中で、少しでもやれる治水対策は、とにかくすべてやり切るのだというような姿勢で治水対策を立案してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

【美濃加茂市副市長（海老和允）】 1点だけ確認ですけれども、新丸山ダムは9・28の洪水を解消しようと、今回はそういう前提があるのかなのか、どういう前提での代替案ですか。

【進行役（河川調査官）】 前段のほうで、河川整備計画で現在こういうことを考え

ていますというお話を申し上げました。そのまさに58年の洪水を安全に流すということを目的として、この河川整備計画というのは立てられているわけですが、今回いろいろな代替案を検討するに当たりましては、ここに「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する」ということになっておりますので、その新丸山ダムの効果と同程度の効果を上げることのできる代替案を立案して、この場でお示しするということとなります。

そのほかよろしいでしょうか。

【八百津町参事（平岡達夫）】 ダムの地元の八百津町でございます。事前に資料をいただきましたけれども、なかなか目を通す時間がございませんでしたので、なかなか理解ができないわけでございます。

いまの話聞いていますと、今後、いろいろな事業費の算定とかをされて、この場で議論するということは了解をするところでございます。

地元の八百津町といたしましては、いままで事業も進んできておりますし、そして9・28という災害、洪水というものも経験をいたしております。そういう中で、こうしたかさ上げというものが上がってきたわけでございます。私どもの町としては、いまの事業を推進していただいて、一刻も早く完成にこぎ着けていただきたいということをまず思っております。

そのことにつきましては、美濃加茂市長さんを中心といたしまして、新丸山ダムの建設期成同盟会から随時、強く要望をさせていただいているということでございますので、そういうことで取り組んでいただければと、このように思っております。

いままでにもダム事業の窓口ということで、私どものほうでも組織の中に「ダム対策課」ですとか、あとで「開発課」と名前は変えておりますけれども、特に地元の対策等にも協力してきたという経緯もございます。家屋の移転等につきましても、水没家屋を含めて49戸あるということでございまして、現在あるダムにおいて移転をし、また今回の事業においてさらに移転をすると、ダブルで移転をするという方も9戸あるということでございますので、そういう方々の心情等からいたしましても、ダムの推進を図っていただきたいなと思っております。

新丸山ダムは、治水とか、流水の確保とか、発電を目的としたダムということでございますけれども、特に昭和58年9月28日の木曾川の大洪水を経験いたしておりますので、治水の重要性というものは十分私どもは理解をしているところでございます。

そして、特に今年も梅雨前線豪雨ということもございまして、7月15日には全町的に被害をこうむったということもございまして。地球温暖化等も叫ばれている中で、今後どこでどのような規模の豪雨が起きるかもわからないという状況でございまして。

最終的には、大雨等による河川の氾濫とか洪水を、ダムのかさ上げのみで防ぐことは困難であるということはわかっておりますけれども、大きな効果があるということは間違いのないと思っておりますので、下流域の河川改修とか、あるいは堤防の築堤とか、そういうものとリンクさせながら、住民の皆さんの安心・安全を図っていくということが必要だろうと思っております。

今回の検証によって、このダム事業がボツになるということは私ども地元として全く想定いたしておりません。今後とも推進に向けていろいろな意見を申し上げていかななくてはならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

【進行役（河川調査官）】 その他、よろしいでしょうか。

【恵那市副市長（三宅良政）】 先ほどお話しさせていただきましたが、スケジュールはやはり出していただかないと、何回くらいやっていつぐらいまでにどのぐらいまとめるかということ、そのぐらいのことはぜひ次回には出していただきたいと思えます。

要望ですが、よろしくお願いいたします。

【進行役（河川調査官）】 先ほどの繰り返しになりますけれども、今後進めていく中でどういう議論になるかということもございまして、予断なくやっていくということで、なるべく早くやりたい、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているのですが、次回、いつできるのか、終わりはいつになるのかというのは、ここでご説明するのはなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

【中部地方整備局河川部長（山根尚之）】 冒頭のご挨拶で申し上げましたけれども、我々の気持ちとしてはできるだけ早く、これまで地域の皆様方にご協力をいただいて、またご迷惑をかけながらやってきた事業でございまして、予断を持たずという中で、この検証作業をできるだけ早くしたいという思いで取り組んでおります。

ただ、いま調査官が申しましたように、何しろ我々も初めての体験でございまして、この検証の過程の中で、またいろいろな代替案の検討、それから関係者にそれがどうかかわるのか、どういうご意見があるのか、そういったものがこれからいろいろ

複雑に絡み合ってくるのではないかという中で、思いはとにかく早くやろうと思っ
ていますけれども、まことに申しわけないですが、スケジュールはちょっといまの段階
ではご説明できない、ご容赦願いたいと思います。

【進行役（河川調査官）】 その他、何かございますか。

それでは、6番までの議事のところが終わったところでございます。

7. その他

【進行役（河川調査官）】 7番「その他」というところで、事務局から何かあれば、
ご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、今後の予定ということで、少々話題になっておりますけれど
も、少し紹介させていただきたいと思っております。

次回の検討の場の幹事会というのは、複数の対策案がある程度取りまとまった段階
で開催したいと考えております。

今後、関係の県、市町の皆様と日程調整をやりまして、第2回の検討の場 幹事会
を開催していきたいと考えておりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

【進行役（河川調査官）】 今後のスケジュールについてご説明をいたしました
が、よろしいでしょうか。

【一宮市副市長（山口善司）】 1点だけよろしいですか。

先ほどちょっと忘れましたが、このいろいろな資料を見ますと、非常に専門
的な用語がかなり使っておりまして、私も公務員ですのである程度のことは承知して
いるのですが、例えばこれでいきますと40ページのコメント、例えば内水とはどうい
うものなのか、このような表現で今後、そういう専門的な部分についてはこうした注
釈をつけていただければわかりやすくなりますし、今後例えば市民、国民の方にコメ
ントをとられるときもわかりやすいのではないかと思います。その点、今後よろしく
お願いしたいと思います。

【進行役（河川調査官）】 わかりやすい資料作成と説明に努めてまいりたいと思
います。

以上で、本日予定しておりました議事を終了させていただきます。

さまざまなご意見をいただきましたが、円滑な議事運営にご協力いただきまして、

どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局】 以上で、第1回の新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会を閉会したいと思います。

皆様どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。